

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分</p> <p>第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号</p>	<p>銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分</p> <p>第二条 銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>（適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係）</p> <p>第三条 銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号</p>

、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

「一〇五 略」

六 外部格付準拠方式における証券化エクスポージャー

イ 長期格付の場合

「表 別紙二」

ロ 「略」

「号を削る。」

、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。

「一〇五 同上」

六 標準的手法における証券化エクスポージャー

イ 「同上」

「表 別紙一」

ロ 「同上」

七 内部格付手法における証券化エクスポージャー

イ 長期格付の場合

株式会社格付 投資情報セン ター	信用リスク区 分	1	8
AAA	1		8
AA	2		8
A+	3		8
A	4		8
A-	5		8
BBB+	6		8
BBB	7		8
BBB-	8		8
BB+	9		8
BB	10		8
BB-	11		8
満未 BB-	12		8

株式会社格付	信用リスク区分	短期格付の場合	ミテッド	フィッチレーティングス	S & P グローバル・レーティング	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	株式会社日本格付研究所
a-1	7 1			AAA	AAA	Aaa	AAA
				AA	AA	Aa	AA
				A+	A+	A1	A+
a-2	7 2			A	A	A2	A
				A-	A-	A3	A-
				BBB+	BBB+	Baa1	BBB+
a-3	7 3			BBB	BBB	Baa2	BBB
				BBB-	BBB-	Baa3	BBB-
				BB+	BB+	Ba1	BB+
a-3 未満	7 4			BB	BB	Ba2	BB
				BB-	BB-	Ba3	BB-
				満 未 BB-	満 未 BB-	満 未 Ba3	満 未 BB-

備考 表中の「」の記載は注記である。

投資情報セン ター	株式会社日本 格付研究所	ムーデイズ ・インベスタ ーズ・サービ ス・インク	S & P グロー バル・レーテ ィング	フィッチレ ィーティングス リミテッド
	J-1	P-1	A-1	F1
	J-2	P-2	A-2	F2
	J-3	P-3	A-3	F3
	J-3 未満	P-3 未満	A-3 未満	F3 未満

(一)フィッチレーティングスリミ テッド	S & P グローバル・レーティング	ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インク	株式会社日本格付研究所	株式会社格付投資情報センター	信用リスク区分
AAA 〽 AA－	AAA 〽 AA－	Aaa 〽 Aa3	AAA 〽 AA－	AAA 〽 AA－	6 1
A＋ 〽 A－	A＋ 〽 A－	A1 〽 A3	A＋ 〽 A－	A＋ 〽 A－	6 2
BBB＋ 〽 BBB－	BBB＋ 〽 BBB－	Baa1 〽 Baa3	BBB＋ 〽 BBB－	BBB＋ 〽 BBB－	6 3
BB＋ 〽 BB－	BB＋ 〽 BB－	Ba1 〽 Ba3	BB＋ 〽 BB－	BB＋ 〽 BB－	6 4
BB－ 未満	BB－ 未満	Ba3 未満	BB－ 未満	BB－ 未満	6 5

ドミグテチフ テスイレイ ツリン ツ	ン バグ S グ テ ル ロ & イ レ P	ン ビ ス ・ イ ク ス ・ サ イ	ズ ス ・ イ ・ タ イ ・ サ ン ・ ベ ・ ズ ・ デ	究 格 社 株 所 付 日 式 研 本 会	タ 報 投 社 株 セ 資 格 式 セ 情 付 会	分 ス 信 ク ク 用 区 区 リ
AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA	6 1	
AA+	AA+	Aa1	AA+	AA+	6 2	
AA	AA	Aa2	AA	AA	6 3	
AA-	AA-	Aa3	AA-	AA-	6 4	
A+	A+	A1	A+	A+	6 5	
A	A	A2	A	A	6 6	
A-	A-	A3	A-	A-	6 7	
BBB+	BBB+	Baa1	BBB+	BBB+	6 8	
BBB	BBB	Baa2	BBB	BBB	6 9	
BBB-	BBB-	Baa3	BBB-	BBB-	6 10	
BB+	BB+	Ba1	BB+	BB+	6 11	
BB	BB	Ba2	BB	BB	6 12	
BB-	BB-	Ba3	BB-	BB-	6 13	
B+	B+	B1	B+	B+	6 14	
B	B	B2	B	B	6 15	
B-	B-	B3	B-	B-	6 16	
CCC+ } CCC-	CCC+ } CCC-	Caa1 } Caa3	CCC	CCC+ } CCC-	6 17	
CCC- 未 満	CCC- 未 満	Caa3 未 満	CCC 未 満	CCC- 未 満	6 18	